

平成25年白老町議会白老町財政健全化に関する調査特別委員会会議録

平成25年10月22日（火曜日）

開 会 午前 10時00分

閉 会 午後 12時14分

---

○会議に付した事件

○白老町財政健全化に関する調査

- 1 白老町財政健全化プラン（案）に対する質疑（10月16日に引き続き）
  - （1）第1章 これまでの財政健全化への取り組みと新たな財政健全化の必要性
  - （2）第2章 財政健全化に向けた基本方針
  - （3）第3章 財政健全化に向けての主要課題
  - （4）第4章 具体的な健全化対策
  - （5）第5章 財政健全化プランの実施後の財政見通し
  - （6）第6章 今後の課題
- 2 その他
  - （1）次回以降の開催について

---

○出席委員（12名）

委員長	小西秀延君	副委員長	山田和子君
委員	吉田和子君	委員	斎藤征信君
委員	大淵紀夫君	委員	松田謙吾君
委員	西田・子君	委員	広地紀彰君
委員	吉谷一孝君	委員	本間広朗君
委員	前田博之君	委員	及川保君
議長	山本浩平君		

---

○欠席委員（1名）

委員 氏家裕治君

---

○説明のため出席した者の職氏名

町 長	戸田安彦君
副 町 長	白崎浩司君
教 育 長	古俣博之君
理 事	山本誠君
総合行政局長	岩城達己君
総合行政局行政改革担当課長	須田健一君
総合行政局財政担当課長	安達義孝君

総合行政局企画担当課長	高橋裕明君
総合行政局行政改革担当主査	大塩英男君
総合行政局行政改革担当主査	村上弘光君
総合行政局財政改革担当主査	富川英孝君
総務課長	本間勝治君
生活環境課長	竹田敏雄君
生活環境課主査	湯浅昌晃君
産業経済課港湾担当課長	赤城雅也君
病院事務長	野宮淳史君
病院事務次長	佐藤聰君

---

**○職務のため出席した者の職氏名**

事務局長	岡村幸男君
主査	本間弘樹君

---

## ◎開会の宣告

○委員長（小西秀延君） これより、白老町財政健全化に関する調査特別委員会を開会いたします。  
(午前10時00分)

---

○委員長（小西秀延君） 白老町の財政健全化に関する調査を行います。本日は、町側との日程調整の結果、午前中の調査といたします。特別委員会の進め方についてであります。10月16日の会議に引き続き白老町財政健全化プラン（案）について質疑を行います。質疑は、お手元に配付しましたレジメのとおり、引き続き第1章から順次質疑を行います。この際、委員長から申し上げます。質疑は財政健全化プラン（案）の疑問点、不明点、考え方などを正すための質問でありますので簡潔明瞭にお願いいたします。また、委員各位のご意見は答弁を求めるための必要最小限のものにしたいと思っております。なお、委員各位のご意見は自由討議の場において十分時間を取りながら進めていきますので、よろしくお願いたします。説明員においてもお願いいたします。答弁については簡潔明瞭にお願いいたします。なお、答弁における数値等については、後に訂正のないよう適切に答弁をお願いいたします。ここで、差しかえ資料についての説明を行います。

安達総合行政局財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君） おはようございます。財政健全化プラン（案）の差しかえ表のご説明を申し上げます。前回の特別委員会の中で、下水道会計の繰出金、使用料の改正によって一般会計から繰出金がふえるという訂正をかけておまして、現状延長型に一部その値上げ部分が含まれているということで、現状延長型を戻すというような訂正をおかけしました。それで、前回の訂正は、ページ22ページ、26ページ、28ページということで切り張りができないということで裏表を印刷させていただいて修正すると。それに伴いまして、1番のプラン案のページ23ページ、これについてはこの表の（4）の具体的な取り組み方策の実施による効果額でございますけれども、繰出金の適正化の欄、これが下水道会計の繰出金の部分の一部、現状延長型に入っていた分がここに足ささるということでここを訂正しております。それと加えて、資料編の29ページの表47、（1）対策前の収支見通しでございますが、繰出金の欄、先ほど言ったとおり、現状延長型の推移の中に下水道会計の使用料部分が含まれていたということでここを一部修正しております。それに伴いまして資料編の33ページ表48、これは全体の収支見込みでございますけれども、この繰出金の欄の現状延長型を修正しております。もう1表、プラン案の概要版16ページでございますけれども、これも同じく今説明した同様の収支見込みの比較表でございますが、繰出金の現状延長型の対策前の数字を修正をかけておりますので、大変申しわけございませんが、差しかえのほうをよろしくお願したいと思っております。

以上です。

○委員長（小西秀延君） 差しかえ資料について何かご不明な点、質問ございますか。

13番、前田博之委員。

○委員（前田博之君） 仮に資料33ページ、これは総括で非常に大事な数字なのです。これは当日配布されても、これから私質問しようと思うのですけれども、きょう配布されたのだけれども、もっと早めにやってもらわないと質問する内容も変わってくるのです。数字が。その辺の考え方はどうなのかと思うのと、前回は下段から網がかかっている下のほう、合計のところは27億1,200万円が25

億7,000万、下が24億4,300万が23億1,100万円となっていますけれども、今繰り出しの部分が違ったというけれども、もうちょっと詳しく説明してもらいませんか。仮に2億と1億4,000万円落ちていますけれども、繰り出しのどの部分がどうなっているのかちょっと、この部分だけまず説明してください。

○委員長（小西秀延君） 安達総合行政局財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君） 繰り出しの部分の下水道会計でございますが、今回のプランによって下水道会計に、平成27年度に使用料の見直しを改定する計画としておりましたが、計画は10%値上げとしておりましたが、当初現課のほうでもう既に7%の一部を、これは現行プラン策定前に、もう27年度には使用料を値上げするという案の段階で、もう7%組み入れていた現状延長型の数字をつくってしまっていて、それが今回数字をそのまま載せていたと。ところが、そのままでは3%の値上げしかプラン上の中では見えてこないということでございまして、やはり現状延長の前の数字を合わせて今回は10%、今後の議論はありますけれども、上げるという数字になっておりますので、まずそこを戻したという形でこの繰り出しの現状延長の額を一部戻して修正させていただきました。前田委員が言うとおりの、当初お配りしていた対策では、収支不足が23億1,100万円足りないというところではございましたが、今回の修正、一部その部分が入っていたことを戻したということで、総額24億4,300万円になったということで、大変申しわけございませんでした。これも前回、お示してこの修正表、総括表については、今回訂正させていただくということでご説明申し上げていました。総額が変わるということについては、大変申しわけございませんでした。

以上でございます。

○委員長（小西秀延君） 13番、前田博之委員。

○委員（前田博之君） 今後も数字が変わると思いますけれども、一日でも早く議員の手に届けていただきたいと思っております。当日であれば全然質問の主旨も違うし、全体の流れの考え方が違ってきますので、ぜひそうしてほしいのですが、いかがでしょうか。

○委員長（小西秀延君） 今回の訂正資料については、前回の委員会時にある程度の数字が出されましたが、西田委員からのご指摘もありまして、またその数字を考えていく上で全体も変わるということで資料の再提出をその場でお願いしたところでありますが、資料の議会の提出はなるべく早い段階で、できる限り議員に届けるように町側をお願いいたします。

ほかに質疑はございますか。

それでは、第1章これまでの財政健全化への取り組みと新たな財政健全化の必要性についてであります。10月16日の本委員会において、西田委員の質問における新財政改革プログラム、第一次改訂版の町税の数値に対する答弁が保留となっております。町側の答弁を求めます。

安達総合行政局財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君） 前回の特別委員会でも西田委員のほうからご質問のございました新財政改革プログラム、平成20年3月の町税の対策後の数値が、次期3年後に見直しました第一次改訂版で数字がさらに町税が増加、伸ばした形で改正しておりますが、その経緯についてということでございます。まず、平成20年3月にお示ししたプログラムの数値について、決算状況では19年から21年まではプログラムの数値よりも決算額は上回りました。その結果、3年後に見直しました第一次改訂版についても、19年から21年までのプログラムの数値以上に伸びていたということ

で、22年度以降の町税の推移をさらに右肩上がりに上がっていましたので、一定の率を掛けて増加させてまいりました。ところが24年から、これは7月26日の特別委員会のプログラムと現状の決算額の乖離について私のほうからご説明申し上げましたけれども、実は23年からプランと決算額が大幅に乖離してきたというようなお話をさせていただきました。その中身については7月26日の中でご説明申し上げましたが、もう一度ご説明申し上げますと23年度ではプラン案と決算額が6,200万円、24年度では1億5,600万円下回ってしまったと。その内訳としましては23年度は町民税で5,200万円、固定資産税で3,000万円、法人町民税で1,800万円、たばこ税については逆にプランより上がってまして3,800万円上がったと、差し引きすると6,200万でございますが、それと24年度については町民税が3,900万円、固定資産税が1億5,400万円、法人税は逆にプラスをして400万円、たばこ税も3,500万円逆にプラスになっている。差し引きして1億5,600万円ですが、先ほど述べたとおり、19年から22年までの伸び率がプラン案より伸びていたということで、その後もそういう増加する推移等を見込みまして、新財政改革プログラムの町税の収支見込みをつくったわけですが、現状としては23年からこういうふうに落ちてきたということで、やはり特に24年度の評価がえの数値が一気に1億円以上ずれてきたと。これは地価の下落だとか、それから建築費の低迷によって再検品の数字が低下したことによっての家屋の評価が落ちたということで、ここの大きくこの見込み違いをしてしまったと。そのことが大きく今回の財政状況に影響を与えたということで、このような中身で当時としては右肩に上がっていたものですから、そのままの推移でやったところが、社会情勢、景気の低迷等から、23年度からこのように町税が新財政改革プログラムの数値よりも下がってきたというような乖離を示してしまったというのが原因と捉えております。

以上でございます。

**○委員長（小西秀延君）** 西田委員よろしいでしょうか。わからなければ質問はよろしいですけれども。それでは引き続いて、第1章に対して質疑があります方はどうぞ。

2番、吉田和子委員。

**○委員（吉田和子君）** 2番、吉田です。どこに入ってくるのかと思いつつながら、今後の対応についてちょっと伺いたかったものですから、基本的な考え方向いたかったので、第1章のところで述べたいと思います。私、前にも何回か質問しておりますけれども、町民の懇談会というか、説明会でもお話が出ていましたけれども、町としても今回の財政のこのプラン等は削減、それから縮小とか、そういったことが大変多いのですが、収入を得ることも今後考えるべきだという話がありました。今回のプランの中では、収入を得るというのは収納率を上げるという、そういったものくらいしかないのかというふうに思っ私もちよつと見ていたのですが、その中で、この間新聞に出ていました。むかわ町の取り組みなのですが、ふるさと納税が1,000万を超えたというのが載っておりました。白老町の現状は大変厳しい状況というか、余り伸びていないというのが現状で、そのときの答弁で今後、いろんなやはり他町村の取り組みを見ながら、これを伸ばすための対応をしていきたいという答弁があったのですが、私はこの1,000万というのは経費もかかっているのだと思います。だから丸々、真水で1,000万入ってきたとは思っていません。2割ぐらいいは出しているのではないかと、特産品とか、しかしその特産品も地元のものだということなのです。そういったことも踏まえて、このことについては全然今回のプランには載っていませんので、こういったことについての取り組みをどのようにお考えになっているのか、1点伺いたいと思います。それともう1点、今もちよつと町税の収入に関しての

乖離があったということでお話がありました。第1章にまちや町民の将来を考えた対策を断行しなければ次のステップに踏み出せない状況であると。この健全化の努力が次の白老町の新たなまちづくりの原動力にしなければならないというふうに述べています。リスク認識と将来予測を確実に持つていくというふうなことが載っているのですが、今ほどお話がありましたように、町というのは歳入と歳出のバランスをしっかりとつていくということが大きな課題ではないかというふうに捉えていました。その中で、結局は財政調整基金があったから今まで乗り越えてこれたというものがあると思うのですが、この予測というのが町民の懇談会の中にも出ていましたけれども、やはり専門的な何かをやっているかという将来的な予測で数字を載せて、私たちもそれにのっとなって議論しています。ただ、そういったものが今度はやったときに乖離していた。固定資産税の評価額も3年ごとの評価が下がったから大きく変わるといふ、そういったことが3年ごとにもしおきてくるとしたら、これはまたその都度その対応をしなければならないということで、そういったことになっているのなら、もっと専門的な何か知識というか、専門的なその計算の計上の仕方を載せていけるような何か手法というのは、職員にはそういう専門性は求められて当然なってくると思うのですが、その専門性を持ってやっても、なおかつそういう乖離が出てくるといふ、この乖離の幅を狭くしていくということもこれからの財政の大きな課題ではないかと思うのですが、その辺の考え方をちょっと伺っておきたいと思ひます。

○委員長（小西秀延君） 安達総合行政局財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君） まず、1点目の収入の確保でございますけれども、今回のプラン案には町税の収納率の対策、以下、税財源の確保もでございます。これは後でまた4章のほうで議論あるかと思ひます。それと、吉田委員おっしゃるとおり、ふるさと納税の関係でございますけれども、このプラン案には載せてございませんが、現在営業戦略室のほうで来年度に向けてふるさと納税の対応を一部白老町の特産品をふるさと納税した方に差し上げるというような、むかわ町でやっているようなことを白老町も取り組んでいくということで現在、関係部署と商工会等々と打ち合わせをしておりまして、来年度にはそれに向けて、実施に向けて執り行っていくということになっておりまして、今回の予算編成の中でそれを盛り込んでいくような状況でございます。もう一方、リスク分散こういう町税等の予測に関して専門的な手法ということでございますけれども、各部署でやはり担当課が専門的なこととして行っているというのが通常でございますけれども、今まで行ってなつたような乖離がならないように、このプラン案についても相当やはり歳入のほうは相当厳しく、実は見込んでおります。評価替えの部分も、相当落ち込むような形で3年ごとでございますけれども、歳入については相当本当に厳しく、これ以上出るといふのかもしれないのですけれども、それ以下に押さえてつくり込んでおりますので、そのようなもう今後、前回のようなことがないような取り組みでやっておりまして、また予算編成段階でも、そういう部分では現課にきちんと試算を徹底して分析して上げさせるという努力もしてもらつた中で行っていけば、今後このようなことがないのではないかと考えております。

以上でございます。

○委員長（小西秀延君） 2番、吉田和子委員。

○委員（吉田和子君） ふるさと納税のほうのことは本当に、これはむかわ町さんがすごいとかではなくてたまたま載つていた例として出しているのですが、年々倍近くの数が増えているのです。やはりこれに対する、これで倍になつたからいいというのではなくて、また再度、ではこれでい

いのかということでもた次の年に工夫をして、またそれが上乘せになっていっているという形になっております。ですから、白老町も26年度から始めるということで考えているようではございますけれども、本当にこれは毎年毎年検討しながら、これでいいのかということと、それからふるさと納税というのはどちらかというと町民出身者が対象ということではございますけれども、この場合は町民以外の方々が大変多く応募してくださっているということもありますので、その広報のあり方だとか、そういったことを本当に工夫をしてやっていただいく必要があるのではないかとこのように考えています。それともう1点、今後の方向性大変厳しく、それぞれの歳入に関しては特に厳しくされたということで、その辺は理解いたしました、やはりこの歳入に関しては、国、それから道、それから世界的な動きが必ず関与してくるのではないかとこのように思うのですが、そういった中で今この7年間という計画はちょうどオリンピックと重なるのです。すると、かなりの財源的なものがオリンピックに集中されるのではないかとこのようにも今、いろんな新聞等でも、報道等でも言われていますけれども、そういった点の影響もきちんと考慮されているかどうか、その点も伺っておきたいと思っております。

○委員長（小西秀延君） 安達総合行政局財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君） まず、歳入の見込みでございますけれども、現状的に7年後の部分の歳入見込みについては相当厳しくは見ているのですけれども、国の動向等については今後やはりそういうものが左右されてくると思っておりますので、このプランの計画にも載せているとおり、3年ごとに見直すという中で十分その辺を国の動向を見ながら、国の動向ではもう国庫補助金から大きい地方交付税でございますので、その辺をきちんとやはり動向を見ながら分析して見直しをかけていくことによって、そういうずれがないような対策にしていきたいと思います。ふるさと納税は今営業戦略室のほうで具体的なものを検討中でございまして、業者さんとどういうものをいろいろな特産品でございますから、そういうものをやはりあらゆるものを白老町にはそういうものがたくさんありますので、それを活用することによって他町村以上のことができるのではないかと私も考えていますので、そのものをまた見ながら検討して、さらに1年1年やっていることによっていろんなものを付加価値をつけていくということでふえていけばいいことなので、それは今検討中でございまして、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（小西秀延君） ほか、質疑をお持ちの方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

次に、第2章財政健全化に向けた基本方針について、質疑があります方はどうぞ。

4番、大淵紀夫委員。

○委員（大淵紀夫君） 4番、大淵です。基本的な基本方針ですので、ここでちょっと考え方を聞きたいのですが、一つは今回の計画の中で収支バランスが全部ゼロになっているのです。こういうことは実際計画の中であり得るのかどうかということが一つと、財調が全く触れられていないと。それがなくてとんとんで全部いくのですと。そうやっていけばそうなのだけれども、現実問題として財政調整基金がやはり担保されていく必要があるのではないかと。ゼロでずっといくつもりなのかどうかということと、収支バランスがゼロというのはどうも、そうですといわれたらそうなのだけれども、考え方として考えづらい部分があるのですけれども、そこら辺は意識的にやっているか、たまたま前年度がゼロになったのか、そこら辺あたり、基本的な部分での押さえがどうなっているか、財調

含めて聞きたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 安達総合行政局財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君） 基本的には収支バランスゼロになっておりまして、あとは財調がないというのは、本来そう考えられないようなものになっていますけれども、予算編成して実行していく中では十分にその辺を、繰越金等も見込みながら財調は少しずつでも貯めていくような考え方は持っています。趣旨上はゼロで、これはやはり対策、ここまで19年からやっている対策をどんどんやってきていますので、なかなか黒字までもっていくような収支になかなかできないというのが現状のこのプランでございまして、本来は黒字を出すような収支になればいいのですけれども、そこは予算編成の中で十分、毎年度毎年度やはり絞り込んでいって黒字を出すような考え方で進めてまいりたいと思っています。基本的にはやはり財調は持たないと補正予算財源等ございまして、その部分是对応できないと思いますけれども、不用額等を、わずかながら毎年1億出ていますけれども、それは予算編成で今度は厳しくやっていくことによって出ない状況になりますけれども、その中でもやはり4,000万、5,000万は間違いなく出ていくのかと予測しておりますので、そういうのを待望しながら行っていくというような考え方でございます。

○委員長（小西秀延君） 山本理事。

○理事（山本 誠君） 若干補足させていただきますが、基本的には健全化計画のつくり方として収支ゼロでつくるのか、あるいは少しは黒字が出るようにつくるのか、いろんな手法はあるかと思えます。それはテクニックの問題だと思うのですが、私もこれから健全化計画をつくっていく上でいろいろと多方面にお願いすることもあって、その中で余りにも黒字が出るような計画ですと逆にお願いする上でこれは、ではこういうことは必要なというふうに、例えば三セク債とかいろいろやりますけれども、要するに黒字を出すためにいろんなところをお願いして、お願いした結果、これだけ黒字が出ますという見せ方はちょっと厳しいのかと思って、それで収支ゼロという計画をつくりましたけれども、ただ、安達財政課長申し上げましたように、当然予算編成の中あるいはその予算を実行していく中では、当然幾ばくかの黒字を生み出しながら財調に積んでいくと、こういうようなことを現実としては考えております。

以上でございます。

○委員長（小西秀延君） 4番、大淵紀夫委員。

○委員（大淵紀夫君） 4番、大淵です。考え方を聞いたわけですから、考え方はわかりました。現実問題として見たときに町民の受けとめ方は、ずっと収支バランスゼロ、財調が、実質でわかりました、そこがわかったのだけれども、実際に見たときに財調が何もないと。そうしたら、言われたように補正は組めないのかと、今一般論としてそういう認識になりますね。そのところは考え方としては理解できるのですけれども、現実的にはゼロということはありませんね。絶対これは絶対プラス、マイナスが出るわけだから、あり得ないと思うのです。それを書くか書かないかという考え方の問題だと思うのだけれども、私はやはりそういうことが若干でも今、理事や安達財政担当課長がおっしゃられましたように、やはりそこで黒を出して財調に積んで、そしてそれがやはりきちんとまちの運営、例えばその6、9、12ですか、その補正財源としても、そこは確保する考え方はありますというようなことは打ち出さないと、財調がゼロ、収支バランスがゼロというのは一般論的にはなかなか受けとめがたいというか、そういう感じになってしまうのです。そのところだけがちょっと心



配だったものですから、そこは考え方として打ち出したほうがいいのではないかと思いますのでけれども、どんなものですか。

○委員長（小西秀延君） 安達総合行政局財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君） それとこの現状延長型の推移の中に予備費が一応4,600万円、実は見ております。ことしの予算は大変少ない1,500万で、通常年で2,500万でございますから、そういうものをちょっと多く積んでいまして、そういうのを活用しながら、それと間違いなく予算編成の中で十分その辺を絞り込んで必ず繰越金を出すというか、対応を行っていくと。それと歳入の部分ではここに計上していないふるさと納税とか、いろいろなことをさらにプランには載せていない部分の努力をすることによって歳入をふやしていくということで黒字化を努力していくということで、何とかその分は財調を積み込んでいきたいと考えております。

○委員長（小西秀延君） ほか、質疑お持ちの方。8番、広地紀彰委員。

○委員（広地紀彰君） 8番です。基本的な考え方確認を込めて2点伺います。まず一つ目、今の同僚委員の質問の中である程度理解できました。ただ、例えば国の指標だとか、そういった収支の予測をシミュレーションするとき、上ぶれ予測や下ぶれ予測といったような、何パターンかやるやり方もあると思います。ただ、今回は1本でつくっている計画となっております。これについては、この1本が本当に固くなっている、第1章のほうでも話ふれましたけれども、これは相当、例えば固定資産税の評価替えだとか、そういった部分についても、もうかなり厳しいという話がありましたので、この1本で基本的にはかなり厳しい数字で見ていると、そういったような理解でいいのかどうか、その部分と、あと（5）財政健全化プランの見直しについてなのですけれども、こちら3年ごとに計画を見直すとなっております。その中で、その見直しの基準として社会情勢、経済状況等の著しい変化というふうになってはいますが、このあたりどのような想定をされているのかどうか、少し具体的にもう少し説明をいただきたいと思っております。

○委員長（小西秀延君） 安達総合行政局財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君） まずは1点目の指標に関してですが、歳入のほうで先ほど述べましたとおり、相当を評価替えについては24年度並みの評価替え、約1億4,000万ほど落ち込むようなものにしております。歳入見ていただければわかるとおり、相当厳しい状況を見ていますので、それ以上の下落、土地の下落も相当もう底をついてきたのではないかと状況ございまして、これ以上の評価を下がっていくのはもうそろそろもうとまるのではないかと思います。あと、町民税、ほかの税も相当厳しく見込んでおまして、その辺についてはある程度これで十分対応できるものと考えております。見直しについては、これは社会情勢も当然、経済状況当然なのですけれども、間違いなく3年には見直しをします。それ以上に社会情勢の変化があった場合、1年ごとでも見直すと。これは極端な話、今年度26年度終わって、もうプランと相当収入いろいろな面で乖離が出てきたという部分には、もう1年でもこれはもう見直していくと、3年が原則ですけれども、いろんな状況、国等とか、いろいろな状況等変化があれば1年ごとでも見直していくということで想定していますので、通常そのままでいけば3年というような見直しを考えておりますけれども、そんな状況で今後は見直していきたいと考えております。

○委員長（小西秀延君） 岩城総合行政局長。

○総合行政局長（岩城達己君） ただいま安達財政担当課長が答弁申し上げたとおりなのですけれども

も、2点目の具体的にどういうことかということのご質問でした。当然、消費税等々のもうある程度の見込みできる部分は盛り込んでございますが、要するに具体的にも想定できない事態、そういうことが出た場合は毎年度でも見直しをしていきますと、今具体的に申し上げられないというのは、もうそれを超えた想定外の事態、そういうことが発生した場合は毎年度見直しをするという考えでございます。

○委員長（小西秀延君） 8番、広地紀彰委員。

○委員（広地紀彰君） 8番です。これで終わりにします。わかりました。それで、若干細かい話になってしまうのですが、固定資産税の部分の見込み見通しの厳しさについては理解できました。土地の下落等には歯どめがかかっているという認識はそれで結構だと思うのですが、設備だとか、特に大規模な設備についての所管の管理だとか、そういった部分のこともある程度見通しているというふうに考えてよろしいのかどうか。それと、今見直しについても理解できました。想定外のことがあった場合ということまで考えているということではそれは結構だと思うのですが、好調だった場合、予想より好調だった場合、これが率直に申し上げて新財政改革プログラムの第1次改訂版での、ちょっと残念ながら結果として大きな乖離を生んだ部分がありました。こういった部分で実際にこの厳しい計画を実行した場合の好調だった場合についても見直しというのは何か考えているでしょうか。

○委員長（小西秀延君） 安達総合行政局財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君） 固定資産税については、土地、家屋は実は償却資産という企業の設備投資に係る税金がございまして、償却資産については唯一減額の幅が少ない状況でございます。ただ、大企業の設備投資も近年ございせんから大きな伸びはないのですが、一定程度の減額分しかございせん。ただ、今後企業の撤退とか大きな状況変化があれば、変化はくるのですが、現状ではある一定の減額率しか落ちていない状況でございますので、その辺は心配ないのかと把握しております。好転した場合については当然歳入がどんどんふえてくると、見込んだよりもふえてくるという状況の中ではその辺は議会とも相談してプランを修正するのか、歳出はある程度こういう計画で載せていってますから、歳入がふえても歳出をまたふやすと同じ形なりますから、できればそういうものは財調に積んで、将来的なかかる経費に振り向けていければ、それとプラン案を、もしか財調がどんどん貯まるようであれば7年を5年で終了させるとか、そういう形で見直しはかけていきたいと考えております。

○委員長（小西秀延君） ほか、質疑お持ちの方。7番、西田・子委員。

○委員（西田・子君） 今回この計画の位置づけと性格のところという4ページのところの中に、白老町総合計画を推進するための財源を確保するとともに書いていますけれども、これは総合計画の基本構想は、たしかもう役場のほうで前回いただいていたけれども、これは計画自体は実行計画というのですか、そういうものを示されていないと思うのですが、この総合計画の実行計画、これは財政の健全化を実行するために直していくのか、どういうふうに理解したらいいのか、この辺がよくわからないのですが、まだ実施計画は私たちもっていないですね。その中でどういうふうに理解すればよろしいのか、その辺お願いいたします。

○委員長（小西秀延君） 高橋総合行政局企画担当課長。

○総合行政局企画担当課長（高橋裕明君） 以前にもお話ししましたように実施計画については、ま

だ公表されたものをごさいます。案としてはつくられておりますけれども、この財政健全化プランが成案化されたときに実施計画としてお出ししていくという予定になっております。

○委員長（小西秀延君） 7番、西田・子委員。

○委員（西田・子君） そうしましたら、例えばこの総合計画の中にないものとかありますね。今回のこの財政改革プログラム、このプランをやることによって今まで総合計画に入っていなかったものもあると思うのです。また、反対に総合計画にあるのにこちらのほうのプランを優先すれば落とさなければいけない部分も出てくるのではないかと思うのですけれども、私はそういうふうなほうがいいかと思っているのですけれども、その辺のお考えはいかがでしょうか。

○委員長（小西秀延君） 高橋総合行政局企画担当課長。

○総合行政局企画担当課長（高橋裕明君） 総合計画の実施計画なのですが、一応この財政プランである程度投資的経費とか、そういう財源配分されています。その範囲内でできることを取捨選択をしながら事業を組み立ててまいりますので、その範囲で調整を行うということで、これから各課とか地域で必要な事業を提出していただいた中でそういう取捨選択を行っていくと。その財源範囲以内で。そういう形になります。

○委員長（小西秀延君） 7番、西田・子委員。

○委員（西田・子君） だから、このプランを優先してやっていくことになったら総合計画の中に入っていないものとか、反対に入っていて落とさなければいけないものとか、ある場合があるのではないかと、私はそのときに当然このプランのほうに沿って総合計画のほうに入っているものも入っていないものもちゃんと取捨選択していくことは考えられるのかということです。つまり総合計画を最優先と考えるのか、こちらのプランを優先と考えるのか、どちらのほうに足軸をおいているのですか、そういう考え方なのかと、その辺をお伺いしたいのですけれども。

○委員長（小西秀延君） 高橋総合行政局企画担当課長。

○総合行政局企画担当課長（高橋裕明君） この財政プランで想定されているものを積算して額は出しておりますけれども、実施計画のほうは実際にやっていくことが出されますので、実施計画というのはご説明しているように毎年ローリングで3年間の見込み事業を示す形になっていますので、そのときの実施計画をつくるときに、この財政枠内の事業を選択していくというやり方をしていきます。補足しますけれども、プランはあくまでも想定事業の財源枠を示しているという形になります。

○委員長（小西秀延君） ほかに質疑をお持ちの方。2番、吉田和子委員。

○委員（吉田和子君） 3ページの財政健全化に向けた基本方針の中で目標として、財政健全化計画期間中に連結赤字比率、実質赤字比率、それから公債費比率を18%に改善すると。そして、将来負担比率も低下させますということが載っています。それで、私もちょっと見てみたのですが考え方がいいたいと思います。新財政改革プログラムに載っています、標準財政規模の件でちょっと伺いたいです。新財政改革プログラムは28年度までの標準財政規模の数字が載っております。それで、財政健全化プランの24年からのを見ていきますと、かなりの差が出てきています。2億円以上の差が出ているのです。26年度は4億円以上の差が出ているのです。これは、標準財政規模というのは分母になるわけですね。単純にというか簡単に考えて分母になるわけですが、分母がどんどん小さくなっていくということは比率は高くなっていくということが当然出てくると思うのですが、新財政改革プログラムは3年ごとに見直しして23年度の数値で、今言ったように新財政健全化プランと違って

きているということなのですが、この財政規模の考え方、これは財政健全化プランの中では32年度まで載っています。28年度が1番低くて、また29年度から伸びるようになってはいますが、私は人口減とかなり大きく影響するのではないかというふうに考えていたのですが、その辺どのように考えて今後この数値を見ていけばいいのか、どのように考えてこの数値を載せられているのか、その辺だけ伺っておきたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 安達総合行政局財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君） この各指標については、今吉田委員がおっしゃったとおり標準財政規模が分母になります。そういうことで今回のプラン案についてはある一定の減少、標準財政規模を落としていった分母を数値にした中でこの数値をつくり込んでおりますので、当然人口減によって税金等落ち込むことによって標準財政規模が落ちていきますので、それをある程度見込みまして指標の数値を計算しておりますので、この試算よりもまた落ち込めば、また変わる可能性はありますけれども、ある一定の標準財政規模の数値はもう落とし込んでつくっておりますので、そういう中での数字でございます。

以上です。

○委員長（小西秀延君） 2番、吉田和子委員。

○委員（吉田和子君） 今のお話を伺いますと、新財政改革プログラムの数値は、ではちょっと見込み違い、見込み違いと言っているのか、このときの状況ではこれが見込みとして立てた数字なのだけども、今回の財政の健全化プランは税金等いろんなことを考えた上での減少になるので1番低く見ているので、これはもう以前のように新財政改革プログラムからこの健全化プランを立てたこの数値は、もうこれは変わることはないだろうというふうに捉えて、分母としてこの数値で私たちは考えていっていいということになりますか。

○委員長（小西秀延君） 安達総合行政局財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君） 新財政改革プログラムでやはり標準財政規模が落ち込んできているのは、やはり税金がプログラムと24年度でいけば1億5,600万円も落ちたということで、当然それだけ落ちれば標準財政規模も落ちてくる。右肩上がりの税金の推移で、先ほど答弁しましたとおりつくり込んでいましたから、そこにやはり、そこまで影響してくるというような状況で新財政プログラムの標準財政規模はそのようなことで乖離も、そごも出てきたというのは影響しております。今回については、ある程度歳入の部分は相当絞込んでつくり込んでいますから、そういう部分はこれ以上の落ち込みがあれば変わってきますけれども、現状のこの推移をたどれば、私見込んだ標準財政規模はある一定のものは確保できるのかと考えております。

○委員長（小西秀延君） 2番、吉田和子委員。

○委員（吉田和子君） それでは財政健全化プランでは、29年度から7,000万円程度ふえていっていることになっているのですが、この要因はどのように捉えていいのか伺っておきます。

○委員長（小西秀延君） 富川総合行政局財担当主査。

○総合行政局財政担当主査（富川英孝君） 私のほうから回答させていただきたいと思います。標準財政規模の算定にあたりましては各年度の税金と普通交付税、それから臨時財政対策債の発行可能額ということになっております。そういった中では、町税の減少していく数値はあるのですが、普通交付税のほうが後年度、税が減った分で伸びていくということになっておりますので、臨時財政対

策債の発行額については一応現状4億円固定ということにしておりますので、そこは変動はない見込みにはなっているのですけれども、現状伸びている要因は普通交付税が後年度伸びていくだろうということに起因するということになっております。

○委員長（小西秀延君） 2番、吉田和子委員。

○委員（吉田和子君） 吉田です。健全化プランでは28年度まで標準財政規模がずっとマイナス、マイナスでいっているのですが、29年から7,000万上がっているのです。だから、今の説明で聞くと、その税収が落ちた分は普通交付税で処置されるので、その分は7,000万上がってくるので7,000万多くふえても何ともないということでは捉えていいのでしょうか。

○委員長（小西秀延君） 吉田和子委員、今第2章をやっているのですけれども、今言っている数字は、これは資料編ですか。何に載っているやつでしょうか。

○委員長（吉田和子君） 先ほど訂正でもらったプランの22ページのありますでしょう。ちょっと規模の考え方だけ、その増減がどんなふうにして捉えるのかということだけ聞いておきたかったのです。先ほどもらった表を見ても、この表を見てちょっと数字的なものは追ったのです。ただ財政規模の考え方がどんなふうにもっているのかということを知りたかったのです。きょうもらいました22ページのプランの差しかえがありますね。22ページの、ここにも標準財政規模が載っていますね。連結収支計画の。この数値が前からありましたので、この数値もちょっと見てみて聞いたのです。この変化はどういうふうにして捉えたらいいのかということ。細かいことは後々ずっとなっていくのですけれども、ただ、今の聞いてちょっと、本当はこれは22ページのほうで聞いたほうがいいと思うのですけれども、今ふえる分についての説明がわからなかったのでもっと確認したのですけれども、減らしていった厳しい数字でおっているのだけれども、29年から7,000万だけ上がっているのでもそれは普通交付税がふえるという予測のもとで上げて推移したということでもいいのかということなのですけれども。あとでもいいのですけれども、考え方だけなので。

○委員長（小西秀延君） 先ほどの説明の確認ですので、考え方としてはそれでよろしいのでしょうか。

富川総合行政局財政担当主査。

○総合行政局財政担当主査（富川英孝君） 28と29で標準財政規模が62億900万から62億7,900万になっているということに対してのご質問ということでもよろしかったですね。一応、標準財政規模の計算に当たっては、標準税収入額、町税の収入に対して、それを基本として出てくる数値なのですけれども、その計算とそれから普通交付税の額、それから先ほど申し上げましたけれども臨時財政対策債の発行可能額ということになっておりますので、このときに、ちょっと今、すいません手持ちではっきりと言えないのですけれども、原則としてはそういった標準税収入額と普通交付税の伸びの部分とで一応は出てきていると。臨時財政対策債については、このプランの計画期間中はあくまで現状4億円の固定値ということにしておりますので、ここで影響が出るとするのであれば、そういった標準税収入額と普通交付税の額、主に影響するのは普通交付税の伸びということになるかと思えます。

○委員長（小西秀延君） ほか、質疑をお持ちの方。13番、前田博之委員。

○委員（前田博之君） 計画期間と取り組み姿勢について3点ほどまず伺います。先に取り組み姿勢について伺います。これと直接関係ないのですけれども、関連しますのでまずお聞きしますが、その前に三日間の説明会ご苦労さまでした。それで、きのう竹浦でいみじくも質問があったのですけ

れども、18日付けの新聞報道で26年度予算編成になって8,000万円不足して、8%削減しますと報道されていました。ということは、議会では16日からこのプランの本格的に審議入っているのです。そういう中に新聞報道ですけれども26年予算で8,000万不足すると、8,000万もそうですけれども、8%削減するという事になってはいますけれども、健全化プラン提示されて間もない中で、何か健全化プランに水を差すような予算編成運営というのか、26年度の。これはどういう実態になっているのか、具体的にどういう経過になっていて、こういう数字が出てきたのか、この辺の経緯と内容についてまず説明をしていただきたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 安達総合行政局財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君） 今回の予算編成の中で実は財源不足3億円という職員のほうに通知しまして、その中でプラン案の中では収支不足が2億2,000万ございます。それについては対策はきちんとこのプラン案の中で対策をとっていく。ただし、8,000万については、実は各課のほうに特殊要因、去年なくて来年度出るような特殊要因を、実は予算が増減するものは上げていただきたいということの調査物を出した結果、約8,000万集まってまいりました。その中では消費税は当然このプラン案にも載せていますし今後発生する電気料とか、光熱水費の灯油代とか、そういうのが主に中にはありまして、その他いろいろな修繕とか、もうこれ以上耐えがたいもので直さないといけないものとか、扶助費とかいろいろなものが出てまいりました。それについては、当初からプラン案ではある一定の扶助費、それから消費税の8%の伸びを加えておりましたけれども、新たにいろんなもろもろ出てきたということで、それについては今後査定の中で十分その中身を吟味しまして、現課のほうではどうしてもという部分、後2、3年延ばせるものも中にはございますから、どうしても延ばさざるを得ないものは査定の中で要求して取り組んでいこうという中で、トータルとしてその部分を何とか補正の中で取り組みをして査定をしていきたいと思っております。その部分がやはり現課のほうと財政側のほうとの、意思の疎通がちょっといっていない部分がございますして、その辺については、今後このプランの中でも危機意識を職員の皆さんに持っていただいて十分な対応をしてもらって、こういう財源の中でやりくりをしていくという中で対応をしていただきたいと思いますと考えています。これについては、そういう中で査定を行って何とか削減していきたいと考えております。8%のシーリングの考えはシーリング対象経費が11億ちょっとございますので、その8%、8,000万ぐらいを基本に落として査定をしていくというような考え方を持っています。

以上です。

○委員長（小西秀延君） 13番、前田博之委員。

○委員（前田博之君） 健全化プランを出して、すぐ8000万出て、その年度でいろいろな特殊要因であるけれども査定の中で8%吸収すると。そうすると、健全化プランというのは現実にしたらゆるいのではないかと私は思います。そして、これまでも新財政改革プログラムのときもそうなのです。19年に策定しましたけれども、その予算編成で毎年シーリングで5%とか、24年は年度途中でやって11%やっているのです。そういうことをやっていると、先ほども財調の積み立てもできない。ということは、プランを発表して半月もたたないうちに8,000万円するという事は毎年、今私言ったように同じ手法で財政運営をやっているのです。ということは、こういうことを職員にも我々にもプランを立てながらすぐにシーリングのパーセンテージを出して削減しますと追っかけていったら私達もプランに疑問を持つけれども職員は、今担当課長から危機感を持ってほしいと言っているのですけれ

ども、こんなことをやったら職員の感覚は私は麻痺していくと思うのです。そして財政規律に対する無関心と健全化プランに対して職員は本当にモチベーションが私は下がると思います。職員が悪いという意味ではないです。そういうことが私は起きているかもしれないと思います。本当に財政健全化プランを実行していかなければならないのに、職員の前に対して私は一抹の懸念を抱くのですけれども、理事者としてどう考えていますか。

○委員長（小西秀延君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 理事者としてどう考えているかというのは財政課長が答えた答弁と特に変わりはありません。手法として毎年歳出の大枠の中でプランを立てるというようなことと、合わせて特殊要因ということで今回各課から出させてもらいました。なかなかプランを作成する中で予測できないものというものの細かいところについては、予算編成の段階で各課から出してもらいますけれども、そういうものが多分こういう形で出てきたのかというふうに思っています。今言われるように消費税あるいは電気料等々のもう既に予測されるものについては要因としては押さえていますけれども、そのほかに出てきたものは、その対応についてはその年度年度の予算査定の中で対応せざるを得ないのかというふうに思っております。全てのものが全てに100%押さえた中で数字を立てられるというのは1番いいのかもしれませんが、なかなかそういうふうに現実問題としてなかなか全てが押さえきれないというものは、その年度年度の中で要求があるものについてはその対応をその年度年度の中でやらざるを得ないというふうに思っています。

以上です。

○委員長（小西秀延君） 13番、前田博之委員。

○委員（前田博之君） ただ、もう少し副町長のほうから担当課長が言ったとおりだと言い切ってしまうと、それで終わるのかと思うのですけれども、もう少しやはり理事者としての職員に対する考え方をこうしたいという答弁を聞いたかったです。それはいいです。それで次に、まず姿勢ですからまだいいです。それで次に、取り組み姿勢の中で3の括弧書きした中に経営感覚という持った行政運営とこう言っています。これに対して若干伺いたいと思います。ということは、やはりトップが方向性を正しく示すということで、それらを発揮していかなければまちの将来の存亡の鍵がかかっているのかと、こう思っています。それで町長の公約とか姿勢方針ですから、町長は2年前の所信表明で基本姿勢について民間目線に立った経営感覚を町政に取り入れると。そして、約束の1つとして民間感覚で行政の仕組みを変えますと、こう言っていますね。ということは、私は言いたいことは、この今回の健全化プランでは7年間とみていましたけれども、この健全化プランに町長が言っている民間目線に立った経営感覚、それと民間感覚で行政の仕組みを導入します、これらは今回の健全化プランにどのような部分にこの発想が生かされ主張されて、どのように反映されているのか、ちょっとその辺の姿勢的なものを伺いたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 民間の感覚というお話だと思いますが、町長になる前は会社を経営しておりますので、今回のプランは会社でいうと会社のきちんとした予算、町でいうと歳入と歳出のバランスだと思うのですけれども、これは会社と違うところは、ここの第2章でいうと（2）の目標で1、2、3とあるのですが、赤字を出さない、実質公債費比率のお話と将来負担比率という国で示されているものがあります。ここをまずクリアしようというのがこのプランの目的でありまして、ではそのプラ

ン等をクリアするためにどうすればいいかというのを後から出てくる事務事業の見直しであったり、大きな意味では9項目が柱になっております。ただ、この9項目を実行しただけではなく、これは行革も含めてですけれども毎年きちんとした町財政運営をしていかなければならないというふうに考えていますので、今のちょっと質問にははっきり答えられないですが、経営感覚には私の今の考えをこのプランに盛り込んで財政改革を行うというのが私の考えであります。

○委員長（小西秀延君） 13番、前田博之委員。

○委員（前田博之君） それで、今回の健全化プラン、きょう差しかえがありましたけれども、7年間で24億4,000万ということでバランスを収支とって改善しますとなっていますけれども、私はこの総体の表を見たら歳入の増収、今議論されていますけれども結果的に借金の借り入れを自粛した部分で減額した部分だけですね、歳入は。歳出の削減では25億7,000万出しています。これを見ると人件費、職員の給与の削減、前の数字では41%、きょう今数字が差しかえになりましたからちょっと計算をすると給与の削減が39%占めているのです。そして、第三セクターの繰り延べだけです。これで公債費の減が22.3%、その他は記載のとおりですけれども。このうちの半分ぐらいは病院の繰出金だと思いますけれども。ですから、人件費と第三セクターの繰り延べ61%になっているのです。極論かも知れませんが、私はこの数字を見ると今回の健全化プランは職員の人件費の削減、それと国のほうに起債の第三セクターの繰り延べした部分、この部分ということです。これだと何も努力がないですね。ただ国のほうにお願いしただけの話ですから。ということは、職員の給与を犠牲にした上での財政再建といってもいいと思います。半分ですから。しかも、これは7年間続くのです。ということは、もっと私が言いたいのは、後でも言いますけれども、これが民間目線に立った経営感覚といえるのだろうか。職員の人件費を7年間も削減して経営健全化するということは民間の経営者としての考え方とすれば経営努力という観点から私は疑問を持つのです。やはり経営者として倫理観とか、あるいはまちの経営者としてどうあるべきかということがあるべきだと思うのです。私も前もいっぱい質問をしていますけれども、やはり民間の経営の原理を導入すれば医療を削っていきなり制するともやっぱり正規に切り込んでですね。制すると、もっとやはり正規に切り込んで、そういう部分があるべきだと思うのです。7年間も職員の給与を土台にしての健全化プランは、ここでいう経営感覚を持った行政運営になるのかどうか。私はそう思うのですけれども、町長その辺の姿勢はどうなのかと思ってお聞きしていたのです。

○委員長（小西秀延君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） ちょっと先に私のほうから答弁させてください。基本的に、さきに1問目にありましたけれども、民間感覚、経営感覚という中ではやはり今ご指摘の給与だとか、三セクだとか、それで繰出金を圧縮するだとかというのは内部努力である程度できる部分で、本当にそれが民間のほうの、いわゆる民間の目線の努力なのかというご指摘だと思います。そういう中ではできる範囲のものはそういう範囲の努力の中で数字的なものは出していきますよと。そのほかにやはり事務事業の見直し等々の中でも示していますけれども、いわゆる視点の中でお示ししていますけれども、いろんな事業をやっている中で果たしてこの事業が、今継続することが必要なのかというような視点の中で事業目的が達成されただとか、それから今現在事業コストがどうなのかというような視点で事務事業の見直しをしていくと、ここら辺がいわゆる民間目線といいますか、そういう中で判断していこうというふうに思っています。当然この事業一つ一つを出しましたけれども、これだけに限らず事業



評価といえますか、そういう中でどうあるべきか、というのを方向性を出していきたいというふうに思っています。それと給与お話ありました。確かに前回のプログラムのときもそうですけれども、職員に与える影響といえますか、この辺については大きいというふうには思っております。先ほど何年か前のご質問もお答えしていますけれども、7年というようなことが1年でも2年でも短縮できるような努力という中で、この職員の給与のあり方等々、あるいは町民に負荷している部分、これについての短縮はこれについては努力していきたいというふうに思っています。

○委員長（小西秀延君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 今、副町長がお答えした以外の部分なのですけれども、経営感覚なのですが、まずこの財政プランは新財政改革プログラムから引き継ぎという形もあります。その中で改めて見させていただいたのですが、新財政プログラムの中で多くの町民サービスの削減、廃止も行いました。その引き続きなのです。そのときには職員の給料の削減をやって、一たんその削減の率をある程度戻した、そして今回また削減をしたのですけれども、その延長線上にあるということと、これは民間の経営感覚だと数年後に会社が破綻するかもしれないところに人件費に手を入れるというのは私は当たり前のことだと思っています。今、副町長がお話したとおり、では7年間長いのではないかと、職員のモチベーションどうするのだというお話は7年を6年でも5年でも短くするというのは職員一丸となって1年でも2年でも短縮はしたいというふうに、健全化に向けてしたいというふうに考えております。

○委員長（小西秀延君） 暫時休憩といたします。

休 憩 午 前 11時12分

---

再 開 午 前 11時25分

○委員長（小西秀延君） それでは休憩を閉じて会議を再開いたします。

再開に先立ちまして委員長から再度お願いを申し上げます。ただいまの質疑は、ご自分の意見を踏まえての質問をなるべく避けていただくようお願いをいたします。ご自分の各委員のご意見については、自由討議の場を設けておりますのでプランの質疑に徹していただくようにスムーズな進行を心がけていきたいと思っておりますので、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

13番、前田博之委員。

○委員（前田博之君） 次に計画期間についてであります。このプランの冒頭で話があったかどうか分かりません。私がちょっと失念したのかあるいは言われていないのかで、原点的というか原則的な質問ですけれども、この計画期間を7年間としていますけれども7年間と定めた根拠とか理由はどういうことなのか。端的に定義を教えてください。

○委員長（小西秀延君） 安達総合行政局財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君） 計画期間26年から32年までとした根拠につきましては、まず本年度につきましては、まだ計画案の大方の対策が組み立てられていない、今後これからも間に合わないということで、給与費削減は継続中でございますけれども、その部分では前回の新財政改革プログラムの延長で行っていくと、26年から32年までは新たなプランで設定して現状延長型で推移をお示しましたとおり、33年以降は現状の延長の収支を見込んでも十分に黒字化になっていくということで今回の26年から32年までの7年間、収支不足が発生する7年間を捉えて設定をいたしました。

以上でございます。

○委員長（小西秀延君） 13番、前田博之委員。

○委員（前田博之君） 7年間が現状維持でいくと収支不足をするのでその対策のために7年間をすると。それで、33年以降に備えるというような解釈でいいですか。

○委員長（小西秀延君） 確認ですが、安達総合行政局財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君） そのとおりでございます。

○委員長（小西秀延君） ほか、質疑お持ちの方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

次に、第3章財政健全化に向けての主要課題について質疑があります方はどうぞ。

11番、山田和子副委員長。

○副委員長（山田和子君） 11番、山田です。1つ目の白老町町立国民健康保険病院事業の取り組み方針についてお尋ねします。9月定例会で町長のほうからこのままの経営状況では原則廃止という発言がありましたが、この方針というのは大きな方向性を示すところの部分だと思いますけれども、この原則廃止という文言が入っていない理由をお尋ねいたします。

○委員長（小西秀延君） 岩城総合行政局長。

○総合行政局長（岩城達己君） 5ページのところのただいまご質問あった部分でございます。取り組み方針はこの記載のとおりでございます。これまでも議会の9月会議でも町長ご答弁申し上げたとおり現状のままであれば、それは原則廃止だという考えは変わっていません。ただ、今回プランを提示したときにご説明しているとおり町立病院のほうから改善計画というのが提出されました、これは9月に出されたのですけれども、その内容の中でもありますとおりやはり院長がみずから経営改善すると、その期間がおおむね1年程度町長も見きわめて最終的判断するというふうな考えになってございますので、あくまでも考えは変わっていませんけれども、病院が改善計画を立てた中で対策を講じるという期間をしっかりと見定めた上でという判断になろうという考えで今回のプランの内容をまとめてございます。

○委員長（小西秀延君） ほか、質疑をお持ちの方。18番、広地紀彰委員。

○委員（広地紀彰君） 8番です。端的に2点だけお尋ねします。1年程度の見きわめでということで町長公述のほうにもありましたが、この経営状況の見きわめのための物差しは何なのか。例えば今回のプランの数値と、もう少しでも乖離しているともう厳しい決断をするのか、それか別な例えば医療費比率だとか何か、別な何か指標をお持ちなのかどうかについて、つまり物差しについてお尋ねします。あともう1つ、職員給与比率については今回の病院の改革プランの中では余り正直現実的といえれば現実的ですが、余り手をつけていないような感じで受け取っていたのですけれども、そのあたりのつくり方についての考え方を伺います。

○委員長（小西秀延君） 岩城総合行政局長。

○総合行政局長（岩城達己君） 1点目のほう私のほうからお答え申し上げます。町立病院1年後の判断、その物差しは何かということですが、第1はまず改善計画、この改善計画が示されていますので、それに沿った目標値、これらがクリアできるかが一つございます。それから当然、財政の視点でプランをつくってございますので、その財政的な一般会計からの支援、これがやはり目

標どおりになっているかどうか。1番大きなことは町民の方々がいかに利用されて、町民の方々が町立病院変わったと、病院を利用しようという部分がやはり大きな部分かというふうに考えています。その点を全て町長が最終的には総合判断するというふうに申し上げていますので、これらがそれぞれの物差しになるというふうに考えてございます。

以上です。

○委員長（小西秀延君） 安達総合行政局財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君） 町立病院の人件費でございますけれども、25年度本年度も継続して一般職員、病院の職員も継続しておりますので、この中ではプランの中では対策効果としては、もう継続中でございますので出てこない形になっていまして、ただ、来年以降も病院職員も当然のごとく、職員給与の削減は継続していくというような考えのつくり込みをしております。

○委員長（小西秀延君） どのような件でしょうか。13番、前田博之委員。

○委員（前田博之君） この進め方、今第3章はランダムにばらばらにやっていくのですか。それとも病院だとかバイオマスで区切ってやっていかないのですか。それによって質問の仕方がちょっと変わってきたり、かなり1人の質問が全部9までいけば長くなっていきますけれども、その辺今私はちょっと戸惑っているのですけれども、どういう形でいくのか。一括でそれぞれが全部懸案出して質問していくか、その辺どうなのですか。私は病院は病院でやっていったほうがバイオマス、この1、2で順番にやっていって区切りをつけていって、あと総括でされたほうが質問する側も絞ってやりやすいのですけれども、その辺どうなっているのでしょうか。

○委員長（小西秀延君） 委員会ですので回数に制限はございません。テーマを絞って先にご質問をされても構わないと思っております。全部やる中で各委員でテーマを絞ってやられても結構だと思っております。

13番、前田博之委員。

○委員（前田博之君） そうするとかなり質問というか、取り組みの内容が交差して錯誤というか、行ったり来たりすると思うのです。やはり1つの共通の認識の中で病院なら病院ということで聞いたほうがわかっていっていきえると思うのです。病院やった後すぐバイオマスではなくて誰か病院のことを全部終わってからバイオマスに移るとやったほうがいいと思うのです。私はそうしたら仮に誰かが病院もやってバイオマスやると混乱すると思うのですけれども、その辺どうなのですか。小委員会というふうな形で整理されたのか。ちょっと余分なことなのかどうかわかりません。私はそのほうが問題というか、整理をしやすいのかと思うのですけれどもいかがでしょうか。

○委員長（小西秀延君） 前田委員おっしゃるとおり、小委員会でもこの件についてもんでおりますが、この後に重要項目については別段時間をとってございます。これは第1章、第2章、第3章と質疑を受けつけておりますので、そこでわからない点を質問していただければよいかと思えます。重点項目、ご意見等をお持ちのときにはそちらのときに申し述べていただければよろしいかというふうに整理をさせていただいております。

13番、前田博之委員。

○委員（前田博之君） そうしたら逆に病院でもかなり試算表が出ていますね。試算表の中身をこの分こうだと聞いたり、そういう数字的なことでどうだということのものはまた別に個別的にやりますと、ここではある程度の大きな考え方を聞けという言い方になっていくのか。そうでもやはりまたつ

ながってくると思います。まだ、その各部に入ったときに前回言ったこととつながってまた上乘せになってこうだからという質問になってやると無駄になると思うのですけれども、それでいいのならいいのですけれども。そうであればそういうふうを考えて質問しますけれども、いかがでしょうか。

○委員長（小西秀延君） 暫時休憩いたします。

休 憩 午 前 11時38分

---

再 開 午 前 11時41分

○委員長（小西秀延君） それでは休憩を閉じて会議を再開いたします。

質疑を続行いたします。4番、大淵紀夫委員。

○委員（大淵紀夫君） 4番、大淵です。病院のことで委託と申しますか、ほかの病院の方にやっていただくというようなお話もございましたけれども、その後の経過はございますか。それが病院では1点お尋ねをしたいと思います。他の病院に対する取り組みの経過がありますか。委託でも何でも結構です。それから港の件で一つお尋ねをしたいのは、今後の第3商港区の使用の見通し、こういうものがきちんと出ているかどうか。どこが使ってどういう状況かということが出ているかどうか。この点についてまずお尋ねをしたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 岩城総合行政局長。

○総合行政局長（岩城達己君） 1点目の病院の関係です。委託含めての経過はあるかどうかということなのですが、これまでもいろいろ答申受けた中ではそういう部分も地域医療を残す上の手法として検討すべきであるという部分もありまして、まだ具体的な話には決してなっていないけれども、そういう可能性があるかどうかの調査と申しますか、その程度の部分では対応は行っているという状況にあります。それが、では現実になるかというのは別な話で、その点ではまだ何も踏み込んでございません。以上です。

○委員長（小西秀延君） 赤城産業経済課港湾担当課長。

○産業経済課港湾担当課長（赤城雅也君） 当初計画しておりますチップ等のものについてはまだ協議中であって、固まっておりません。ただ、第3商港区としては大型船舶は入港できるものですから大型船を使った、また砂の移出だとか、製品の移出ということを利用計画には上がっております。

○委員長（小西秀延君） 4番、大淵紀夫委員。

○委員（大淵紀夫君） 4番、大淵です。その部分が具体的にになっているかどうかということを知りたいのです。利用が例えば7年間なら7年間の今回の計画になっていますけれども、7年間の第3商港区における船舶入港数というのがシミュレーションなり、方向なり、それが3年間であっても1年間であっても構いませんけれども、開港した後そういう計画がどういうふうにつくられているかと。それから現実的にこういうことで使う予定であるというようなものがあるかどうかということをお尋ねをしたのです。

○委員長（小西秀延君） 赤城産業経済課港湾担当課長。

○産業経済課港湾担当課長（赤城雅也君） 移出について現実的にお話はありますが、それが年間何隻かという具体的なものはまだございません。

○委員長（小西秀延君） 4番、大淵紀夫委員。

○委員（大淵紀夫君） 別のこともちょっと一つだけ聞きたいと思っていたのですけれども、バイオ

マスの関係で壊した場合、あそこの施設を破棄した場合1億6,000万という数字でございました。登別にごみを持っていった場合2億2,200万ぐらいかかるということなのですが、もしです、考え方ではないです。もし、やめた場合、国に返さなかったら登別に持って行って処理するのと壊した分を入れた場合です。払わなかったらプラスになりますか、マイナスになりますか。これだけお尋ねしたいと思います。意味わかりますか。国に補助金と起債を返さないで登別にみんな頼んで施設を壊したと、そうしたら現在毎年2億8,000万かかりますね。その分より高くなりますか、安くなりますか。

○委員長（小西秀延君） 竹田生活環境課長。

○生活環境課長（竹田敏雄君） まず補助金起債の一括償還はないですということの前提で、1億6,000万の解体費をかけて施設を閉じた場合と、それから全量を広域に持っていった対比なのですが、その1億6,000万をどういうふうに支払うかという部分がちょっとあると思います。それをちょっと前置きした中で、例えば何回月賦にしていくということにすれば今の段階では、その何回の回数にするかということもありますけれども、プラスマイナスとしてはどちらが有利という部分については、多分広域のほうだというふうに、細かな試算まではしていませんけれども、そういったふうに今は捉えています。

○委員長（小西秀延君） ほか、質疑をお持ちの方。13番、前田博之委員。

○委員（前田博之君） 病院についてです。先ほど同僚委員からも原則1年廃止の理由をお聞きしました。担当のほうから3点答弁ありました。これはわかりました。しかし、町民説明会で私2カ所行きました。病院の関係について同じような質問ありまして、町長、副町長答弁していましたけれども1年間の原則廃止で、この1年間は民間移譲とか診療所の経営形態、そして病院の改築も含めてこの1年間で判断して原則廃止なるかどうかということもあると、こう言っていましたね。今担当課長のほうからこれは触れていませんけれども、現実にはこれは本来はもう出ていないといけない話なのだけれども、町民説明会ではこのことを含めてやるということをやっていたけれども、これらも1年間で全部整理されて加味されるという考え方の方向に変わっているのかどうかということ。それと、あと今後個別の質疑、議論あるといいますからちょっと資料要求だけここでしておきたいと思います。まず、病院で8,900万円収入、支出で経営改善なりますと、こう言っていますけれども、これについては毎年度これだけの数字が会計に寄与されるのかということでもあります。次に、これは資料ではないです。次にバイオマスの関係ですけれども、バイオマスでも一般質問等々で質問していただいて補助金の償還について残存価格について払いますということで過去に質問していますけれども、それらの数字が出なかったのですけれども、今回4億2,100万円の数字が出ましたけれども、この内訳の資料欲しいと思います。機械から建物からが多岐にわたっていますけれども、その算出根拠をぜひとも出してください。私の前の一般質問等々では曖昧な答弁で終始していましたので、多分積み上げていると思いますのでこれを出してほしいと思います。次に人件費の関係ですけれども、資料見たら一般会計の分しか載っていないのです。これは全会計の分を総人数で出してほしいと思います。

以上です。

○委員長（小西秀延君） 今、合わせて4点の質問ありました。後半2点は資料請求でございました。資料請求は事務局を通せば随時受けつけておりますので、そういう整理でよろしいですか。では、質問の2点についてお願いいたします。

白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 1点目です。ちょっと確認もごさいます。ご質問で、1年間は経営状況を見ますというような中で町民説明会で説明しているけれども、1年間でもう出ていなければならないのだけれどもという質問ですか。もう一度ちょっとご質問お願いします。

○委員長（小西秀延君） もう一度質問お願いします。13番、前田博之委員。

○委員（前田博之君） 先ほど同僚委員からも1年間の原則廃止の理由がありました。そうしたら担当課長が3点話しました。そのほかに今回は答弁はなかったのですが、町民説明会で町民の方から1年間の原則廃止について話し合ったときに、副町長や町長のほうでは民間移譲、診療所化、それと今病院は老朽化しているので病院の改築を合わせてこのこともこの1年間、今原則廃止した今年度の1年間に整理をする必要があると。それも含めて判断材料に入っていて病院を廃止するかどうかということですよとっています。だからこれも新たに、今までのプランの中では説明がありませんけれども、これらも改めて今回のプランに加味されて1年原則廃止の結論の理由となってくるのかということです。ということは、私言ったのは本来は今言ったことは2回も経営診断やっているから本来はもう解決されてなければいけないでしょうという言い方です。だけど今回町民説明会でまたこういうことを言っているから、そういうことです。今まで本当はやってなければいけないでしょうと、これはあやでしゃべっていることであって、本質はこの1年間に今言ったことを整理されるのですねということです。

○委員長（小西秀延君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） きのうも私のほうで説明したのは、いわゆる病院の方向性として考えられる部分としては、いわゆる経営改善した中での現状維持という考え方が1つ。それから、規模を縮小しますといったときに診療所という考え方あります。その診療所も有床なのか無床なのかという考え方も考え方の中に入ります。それと民間移譲の考え方もある。こういう中の方向性とあわせてもう1つ言ったのは、今やっている医療体制の中で救急医療をどうしますかということだとか、小児科医療をどうしますかということも、いわゆる検討の項目としては十分やはり考えないとだめだろうと。そういう中で地域医療をどうしましょうかという視点に立って物事を判断しないとだめだということをまず言いました。いわゆるもう既にそういうような数値的なこともどうなのというのは内部検討会議の中でも、いわゆるシミュレーションを起こした中ではある程度数字は押さえています。これは今、説明会の中では説明は当然しませんでした。これは、今後の経営改善計画を立てた中でどのような病院の経営状況になるかということが1つと、それからそれを推移したときに今選択肢のことが方向性と考えられるかどうかと選択ができるかどうかということ、改めて1年後の経営状況を見た中で判断しなければならないでしょうということを町民説明会の中で説明させていただきました。考え方としては、やはり1年後の経営改善計画の状況が1年後どうなっているかと。やはり町民が来ていただけるのか、それから収支バランスがどのように変化しているのかというようなことと、そういう方向性を見たときに病院の現状維持がいいのか、それから選択肢としてはまだ規模縮小したほうがいいのかということを数字的にも押さえた中で考えていかなければならないというふうに思っています。あわせて、先ほど言うのを忘れましたが、きのうも出ましたけれども、建物の原資どうするのというような話もありましたので、そういう項目を総合的に判断して方向性の結論を出しますということを町民説明会の中では説明させていただきました。

○委員長（小西秀延君） 13番、前田博之委員。

○委員（前田博之君） 個々の考え方はまた個別のときに出てくるかと思えます。そうしたら今副町長の答弁あった部分でいくと、経営的な内容については今プランが上がっていますからこれから議論します。当然数字もどうだということを聞いていきますけれども、それは皆さん理解されています。今の話でいけば、原則廃止の中というのは民間移譲する、規模を縮小する、経営形態を変えていく、あるいは建物をどうするかということは、来年のそうしたら原則廃止4月になるのか、3月年度末ですから。その後今の我々提示している病院の改善プランがこの中身でいけばそのままいって、もしだめであったとしても、今言った部分はその後に検討するということですか。この今の期間の中に町として十分に検討して、診療所化したときはどうなるのか、病院改築はいつまでしかもたないからこうだとか、当然病院の規模によって病院の形も変わってくるけど。それは、また来年の4月以降に病院が継続するかしないという判断になったときに改めて検討するという意味ですか。それとも先に今のこの期間に予備的にきちんと整理をしなければいけないということを私は含んで聞いたのだけれども、今の副町長の答弁では経営プランさえいけば何かあったときにその後にまたこういう問題を議論するのだという先延ばし的というのか、そういう考えという考えでいいのですか。その辺ちょっと整理を聞いておきたいのです。

○委員長（小西秀延君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 私のお答えの仕方がちょっと誤解を招いたら困るのもう一度言います。もう一度言いますというか、考え方を言います。当然今まで、昨年から内部検討会議をずっときていますけれども、当然そういうような中ではシミュレーションも起こしたり数字を起こしていますので黙って今この1年間経営状況を見て、それではこういう結果が出たからもう1回考えましょうかという考え方は当然そういう考え方はしていません。その結果が出る前にやはり今のシミュレーションでどうなのだというのを押さえているし、それからこういう方向性にいったらどうなのだ、あるいは民間移譲の方向ではどうなのだという事は当然、今も進めますし、これからも全部検討していつ1年後にそれではこうしようというのは、その経営状況を見た中での1年後の結論を出す。当然そこを出すということは、それから検討するというのではなくて、その間に十分今の言われた視点のことは検討していくというふうなことで、今前田委員が言われた検討するのですねということの、そちらの考え方でございます。

○委員長（小西秀延君） 13番、前田博之委員。

○委員（前田博之君） ぜひそうしてほしいと思えます。そうしたら、経営形態がどれかは別にしても今副町長言った部分は、では逆に町としてパターンがありますね。診療化するとか、民間移譲、さっきの話ではまだ丸っきり話が途絶えているみたいですが。そういうことは、では町としてそれと並行してこういう形でいきたいということは、ではこの1年間案を出して議会と議論をしてその時期に来たときに、ではこういう選択をしますというような議論の余地は十分あるということですか。今の副町長の話からいけば、また来年の4月から議会が診療所化するとか民間移譲だとか、どうだこうだ議論すればまた1年延びるのです。そういうことなく本当に原則1年だから、そういう選択をできる、町長が決定できるように、ではそういうプラン案とか方向性は町は10月か、仮に11月からでも示して3月までちゃんとこのプランとあわせて議論して方向性が見えて町民もではそれでいこうとか、そういう選択肢ができるまでの政策形成をやれるのかどうかということを私は聞いているのです。

このままでいけばまた延びますね。その議論は別です。このままいってしまうのです。また1年や2年は。来年間違いないです。そういうことを行政責任として、こういう病院の状況あるときにこれだけ町民も心配しているのにどうかということなのです。その辺どうですか。

○委員長（小西秀延君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） なかなか意図するところがとってくれないのかと思うのですけれども。当然手法としての話ですから、前回ということは3年ぐらい前ですか、病院の特別委員会をつくったりどうのこうのしました。当然そのときにはシミュレーションを示した中で考え方はこうだというようなことをやりました。今、方向性が1年後ということですから、まだ方向性を決定してこう説明するのではなくて、今考えているのはこういう形のシミュレーションを出していますから、この場合はこうだ、この場合はこうだ、こういうことになるというのは、議会とも十分そういう資料を持って協議を進めていきたいというふうに思っています。そういうことだから、例えば1年後に経営状況がこうなったからやはりこの選択をしないとだめだというような協議をこれからこういう1年の中で、議会とも十分協議していきたいというふうに思っています。

○委員長（小西秀延君） ほか、質疑をお持ちの方。

3番、斎藤征信委員。

○委員（斎藤征信君） 斎藤です。ただいまの病院のこととちょっと重なるかもしれませんがでもまた別な言葉でお聞きしたいのですが、プランの中では院長が策定する町立病院経営改善計画をもとにしながらかいていくというふうに書かれています。それから説明会の中で副町長、病院側の決意どうだと聞かれたときに、私どもの立てた案ではないと答えたのですね。病院長がみずから先頭に立ってつくったものだ。町も全面的に協力はしていくという答弁をしたのです。このどちらを見ても、ではこの1年間病院がつくった計画でやるというその計画というものは一体誰が責任を持ってそれを遂行するのだ、病院がやったのだから、病院の計画だから、病院が頑張るやいなさいと。どうも町がどういう態度で病院を見ているのかというのが見えないのです。ということで、これは病院の計画なのか、病院の計画ということは町も町の計画でもあるというふうに考えていいのか。それともう1つは、町は全面的に協力をしていきますというその言葉というのは、病院を現状でいけないかどうかを見定めるものだから全面的に応援していく、町の責任で応援していくという立場で物を見なければならぬのではないかと、そういうふうに思うのですけれども、具体的に協力していくということはどういうことを言っているのか、そのあたりをお聞きしたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 町民説明会で今のご質問は、この計画は町長部局がといますか、町長のほうで立てただけなのか、あるいはそういうことを病院が知っているのかどうなのかというようなご質問をされました。

○委員長（小西秀延君） 質問を整理します。3番、斎藤征信委員。

○委員（斎藤征信君） 病院側の決意はどうなのかという質問だったと思うのです。端的に。それに対して、これは私どもが立てた案ではない、病院長がみずから立てたのだという話をしていました。それだけだったと思います。

○委員長（小西秀延君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 今ご質問のことは1回目とそう変わりませんが、ご質問されたのが



医者もちゃんと理解しているのかと、この計画をというようなこれは萩野の会場での、私のメモですけれども、そういうようなご質問されました。私のほうのお答えしたのは、当然これは病院長が先頭になって計画を立てましたということのお答えをしました。今のご質問ですけれども、そういう中で町も全面的に支援していくというようなお話をさせてもらいましたけれども、基本的にその現場にいる最高責任者、これは院長でございますので、その施設をどう経営をしていくかというのはその現場の最高責任者の院長が計画を立てるというのは私は当たり前だと思っていますので、そういう面で院長みずからが計画を立てて他の委員さん、あるいは職員の方にも向けて説明して、この病院をどう今後経営の努力をしていくかというような説明をしながら病院全体としてもこの計画に沿って努力していきますという位置づけでありますというようにお話をさせてもらいましたし、そのことについて設置者は白老町長でございますから、そのことを全面的に町としても支援して計画が遂行できるように町としても支援を、バックアップといいますか、できる部分についてのバックアップは当然していくというように意図でお答えしました。当然、基本的には今改善計画を立てていますので改善計画が遂行できるように支援できる分野については町部局のほうも支援していきますし、病院みずからが努力しなければならない事項については、それは病院のほうで当然努力していくというふうに思っていますので、それは病院が立てたから私たちはそれを黙って見ているということではなくて、町も当然そういうように関与しながら支援できるものは支援していきたいというふうに思っています。

○委員長（小西秀延君） よろしいですか。3番、斎藤征信委員。

○委員（斎藤征信君） 言っている筋は大体わかりました。あとごちゃごちゃ言う意見になってしまいますので、なるべく省きたいと思えますけれども、長いこと病院が大変な状況にあってそれを立て直そう、町の根幹をなす、まちづくりの根幹をなす部分ではないのかと。そうすると町の役割というのがかなり大きいかと。そういう目で見ていくと計画案というのが、病院の計画というのがすごく3人の医者、常勤医師に負担のかかるようなものすごい計画ではないかと。そして、入院患者だとか通院の患者を今まで以上のものにしていくためには町がやらなければならない、病院だけに任せただけでは絶対できないから町もやらなければならないという決意というか、そういう方向性というのがもっと見えなければこの1年間は何なんだということになると思うのです。きっと事務長がそのあたりを一生懸命考えているのかと、町としては何ができるのかという、そのあたりが見えていないというのがやはり不安の1つなのです。そのあたりをどういうふうに。もう1回解釈してほしいです。

○委員長（小西秀延君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 私が今言ったのは、当然のことながら施設のトップである院長が改善計画を立てた中で、自分たちのできる努力の範囲の中のもの当然病院でやると。ただ、設置者である町としてしなければならない、例えば事項があれば、これは当然町としてそれは町の責任で当然やっていかないとだめだというふうに思っています。例えば医者の問題だとか、それについては病院独自でどうのこうのということになりませんので、これは白老町長としてそれは対応するというふうに思っていますし、病院の内部での努力云々についても病院の職員の努力がありますけれども、それについても町のほうが支援すべきという項目があれば当然町のほうとしてもそれについての支援はしていくというふうに思っています。ただ、その言葉じりで町のほうの考え方が見えないといいますか、その意気込みというお話ですけれども、決してそういうことではなくて、これは設置者である大きな課題の病院運営ですからこれは町としても全面的に病院のあり方、病院の今後の方向性についてはこの項

目、改善項目の一つ一つに当然、関与と言ったらおかしいですけれども、支援していくというような考え方で、そういう姿勢でおりますので、そこら辺はちょっと言葉じりで押さえた方がちょっと誤解を招いたかもしれませんけれども、全面的に町としての姿勢は示していこうというふうに思っています。

○委員長（小西秀延君） ここで確認をいたします。第3章まだございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） それでは、本日時間も過ぎております。

財政健全化プラン（案）に対する質疑は、本日はこの程度にとどめたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） ご異議なしと認めます。

それでは、次回引き続いて白老町財政健全化プラン（案）に対する質疑を行います。

次に、次回の特別委員会の開催についてであります。次回は11月1日午前10時から開催したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） ご異議なしと認めます。

次回開催は、11月1日午前10時といたします。なお、この日は午前中までとしておりますのでよろしく願いいたします。

次に、次回以降の本委員会の開催であります。小委員会の協議の結果、11月7日木曜日13時30分から16時まで、11月8日金曜日10時から16時まで、11月11日月曜日10時から16時まで、11月14日木曜日10時から16時まで、以上のとおり小委員長から報告を受けておりますので、各委員には出席方、よろしく願いいたします。

次に、次回以降の特別委員会の進め方について小委員会を開催して決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） ご異議なしと認めます。

---

### ◎閉会の宣告

○委員長（小西秀延君） 本日の特別委員会の調査はこの程度にとどめたいと思います。

これをもって本日の特別委員会は閉会いたします。

（午後12時14分）